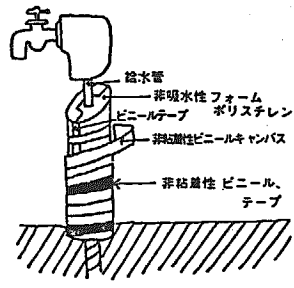


水道管の凍結防止を

あなたの家では、だいじょうぶですか

1月、2月は強い寒波の到来する季節です。家庭の水道管や蛇口などの凍結防止対策は万全でしょうか。屋外の水道管、特に北側に面した風当りの強い所では、しっかりと防寒処理をしておかないと凍結による水道管破裂事故につながります。



布、ビニールなどでしっかりと防寒の手当てをしておきましょう。また、サーモスタットを給水管に取り付けたり、水抜き栓、防寒止水栓や不凍給水栓などを設置することが凍結防止には確実に一番よい方法です。

ところで、夜間における水の出しっぱなしは、水を大切にすることということからも、できるだけやめましょう。

なお、昨シーズンは村内だけでも百件以上も事故が発生していますので、十分に注意をしましょう。

蛇口や給水管が凍ったら

凍った部分にタオルか布を巻きつけ、その上からゆっくりとぬるま湯を水が出てくるまでかけてください。この場合急に熱湯をかけると管が破裂したり蛇口をいためたりする場合がありますので注意してください。

万一！破裂したとき

速やかに止水栓を止めてください。止水栓はメーターのそばにありますので、位置を常々確認し棒の先に布を付けて立てておくなど、時々除雪して緊急の場合に備えておいてください。

防寒工事や破裂事故等は村指定工事店へ

防寒工事や破裂事故の場合は、村指定工事店へ連絡し修理してもらってください。

工事業者名	所在地	電話
伊藤工業	京ヶ瀬村大字窪川原243番地	(025067)2626
小工業	伊藤町元町3丁目5番43号	82-3171
風間建設工業	砂崩307番地	81-4962
神田設備工業	横越村大字横越3544番地	2369
佐藤工業所	伊藤町稲葉2丁目9番1号	81-3507
新設工業所	曙町1丁目1番47号	81-4633
山田水道工事店	横越村大字二本木1257番地の4	81-4614

都市計画の変更案を縦覧します

新潟都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更案及び新潟都市計画用途地域の変更案を次により縦覧します。

- 縦覧場所 横越村役場 建設課
- 縦覧期間 昭和61年1月7日から昭和61年1月21日まで
- 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで
(お問い合わせは、役場建設課へ電話2111)

第2図 サラリーマン世帯の標準年金額

〔昭和61年〕		〔成熟時〕	
32年加入		40年加入	
報酬比例部分 81,300円 (25.4万円× $\frac{10}{1000}$ ×32年)	夫 分 妻分	老齢厚生年金 (報酬比例年金) 76,200円 (25.4万円× $\frac{7.5}{1000}$ ×40年)	夫 分 妻分
定額部分 76,800円 (2.400円×32年) (注1)		老齢基礎年金 50,000円	
加給年金 15,000円		老齢基礎年金 50,000円	
計 173,100円 (68%) (注2)		計 176,200円 (69%) (注2)	

※金額はいずれも昭和59年度価格
(注1)昭和55年改正時の単価2,050円を昭和59年度価格に換算したもの
(注2)％は現役男子の平均標準報酬月額254,000円に対する比率

も、現行制度の構造的水準は高すぎるといえることができます。このような状態にならない

3 奥さん名義の年金が持てます

改正前の制度では、サラリーマンの奥さん(専業主婦)は、国民年金に任意加入しない限り、自分名義の年金は持てませんでした。今回の改正では、サラリーマンの奥さんを含む国民が国民年金に加入することになり、それぞれの名義の基礎年金の支給を受けることができます。



障害基礎年金の拡大

障害福祉年金	障害基礎年金
1級障害 38,400円/月	→62,500円/月
2級障害 25,600円/月	→50,000円/月

(注) 月額はすべて昭和59年度価格です。

4 障害基礎年金の適用を拡大

障害年金の充実

新しい年金制度 ① 制度改正の四本の柱

今年の四月から公的年金制度が変わります。今回の改正は、今後、高齢化社会を迎えるなかで、公的年金制度を長期的に安定したものに改革することを目的としています。主な改正点は①「基礎年金」制度の導入、従来の国民年金の適用を拡大し、すべての国民が加入する②給付水準と保険料負担の適正化③婦人の年金権の確立④障害年金の充実、などを紹介します。

1 サラリーマンも国民年金に加入

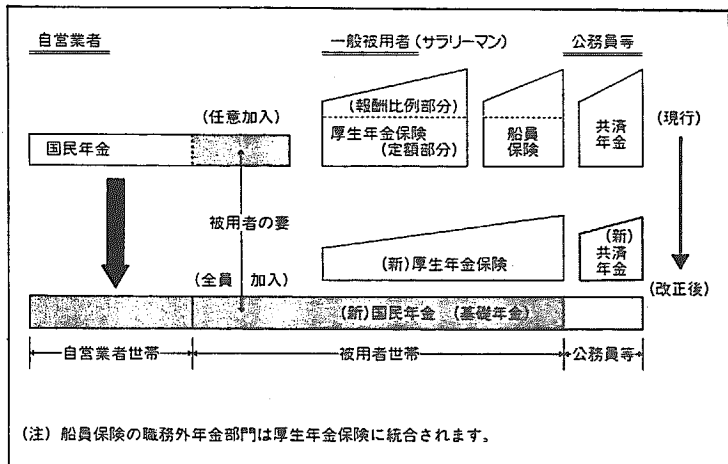
基礎年金制度の導入



今回の改正で「基礎年金」制度が導入されます。基礎年金とは、今までの国民年金に自営業者等だけでなく、サラリーマンやその奥さんなども含めた国民(被保険者)すべてが加入し、共通の給付として支給されるもので、国民すべてで年金の基礎部分を支えていくというものです。この結果、厚生年金保険は国民年金の上乗りに乗る、加入期間分の「報酬比例の年金」を支払った保険料額に応じた年金系となります(第1図参照)。また、船員保険は厚生年金に統合されます。

なぜこのような改革が必要なのでしょう。今までの公的年金制度は、サラリーマンなどを対象とする。自営業者等だけでなく、サラリーマンやその奥さんなども含めた国民(被保険者)すべてが加入し、共通の給付として支給されるもので、国民すべてで年金の基礎部分を支えていくというものです。この結果、厚生年金保険は国民年金の上乗りに乗る、加入期間分の「報酬比例の年金」を支払った保険料額に応じた年金系となります(第1図参照)。また、船員保険は厚生年金に統合されます。

第1図 新しい年金制度のしくみ



2 現状のままだと負担増に

給付と負担の適正化

各制度共通の仕組みなので、すべての国民にとって給付の条件や負担が等しくなります。就業構造の変化による影響を受けにくい。自営業者もサラリーマンも一緒になって制度を支えていける。重復給付などを防ぐことができます。

ピーク時には 四倍の負担に

また、このような高水準の給付を支えるためには、現役世代の保険料負担をピーク時(昭和百年ごろ)には現在の四倍程度に増やさなければならなくなり、負担面からみて

適正化を図る背景

現在、年金受給者の平均加入年数は三十二年ですが、今後は四十年程度が一般的になると考えられます。現状の給付水準をそのまま維持していくと、将来の年金額は、現役労働者の平均賃金の八割以上にのぼります。さらに、奥さんが国民年金に四十年間加入していたとすると、夫婦合計の年金額は現役の平均賃金の一〇九％になってしまう。